

令和5年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員について（案）

＜考え方＞

各病院の令和5年度の募集定員については、別紙のとおり各病院の希望定員数どおりとする。

○各病院の希望定員 合計（内訳は別紙）	<u>110人</u>
○厚生労働省が決定した令和5年度の大分県の募集定員上限	<u>116人</u>
※参考：令和4年度の大分県の募集定員合計	110人

1. 募集定員の設定について

令和2年度より（令和3年度から研修を開始する研修医募集定員から）、病院ごとの募集定員の設定が都道府県に権限移譲された。都道府県は、厚生労働省が決定した募集定員の上限の範囲内で各病院ごとの定員の設定を行う。

令和5年度定員及び配分定員の算定方法については、令和4年4月15日までに地域医療対策協議会の審議を踏まえ、九州厚生局あてに報告を行う必要がある。

2. 大分県の募集定員の設定方法について

設定方法については、従来どおり病院の希望数を基本とし、各病院の希望数が上限を上回った場合は、地域医療対策協議会で配分先を検討・調整することとする。

3. 各病院の定員希望について

各病院へ定員希望調査を行った結果、中津市民病院については研修希望者の増加及び指導体制の充実により1名増の6名を希望している。

別府医療センターは、コロナ渦における研修体制の見直しにより1名減の8名としたいという希望があった。

他の病院は現行定員数が研修の質を保てる適正数という理由で令和4年度と同数の要求であった。

令和5年度から研修を開始する研修医の募集定員(案)

【考え方】

各病院の希望定員数の合計が、国が示した大分県の上限を下回るため、各病院の希望する人数とする。

【病院ごとの定員希望等】

病院名	令和4年度 定員	令和5年度 希望定員	令和5年度 定員(案)	(参考) 前年度から の増減
国立病院機構 別府医療センター	9	8	8	-1
大分県立病院 (※自治医含む)	17	17	17	0
大分大学医学部 附属病院	44	44	44	0
大分大学医学部 附属病院(小・産)	4	4	4	0
社会医療法人敬和会 大分福岡病院	5	5	5	0
中津市市民病院	5	6	6	1
大分県厚生連 鶴見病院	4	4	4	0
大分中村病院	4	4	4	0
国立病院機構 大分医療センター	2	2	2	0
大分赤十字病院	5	5	5	0
大分県済生会 日田病院	2	2	2	0
新別府病院	4	4	4	0
大分市医師会立 アールメイダ病院	5	5	5	0
大分県計	110	110	110	0
大分県募集定員上限	116			

事 務 連 絡
令和3年12月23日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
医師臨床研修推進室

令和5年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員上限について

平素より医師臨床研修制度の推進にご尽力を賜り誠にありがとうございます。
標記については、令和3年12月22日に開催された令和3年度第2回医道審議会医師分科会医師臨床研修部会の審議を踏まえ、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の3に基づく研修医の定員を別紙のとおり決定しましたのでご連絡いたします。

つきましては、令和4年4月15日（金）までに、地域医療対策協議会等の審議を踏まえ、別紙上限の範囲内で管内臨床研修病院の定員配分及び当該定員の算定方法について、管轄する地方厚生局医事課宛てご提出願います。

なお、基礎医学系の大学院に入学する医師を対象とした臨床研修と基礎医学を両立するための研修プログラム（基礎研究医プログラム）にかかる定員については、別途通知することを申し添えます。

令和5年度臨床研修 都道府県別募集定員の上限

(単位:人)

	R4年度募集定員上限	R4年度病院募集定員合計(※1)	R3年度採用実績	基本となる数(全国の研修医総数推計値を人口分布や医学部入学生員で按分)(※2)	地域枠による加算(※3)	地理的条件等による加算				基本となる数と加算の合計(仮上限)	直近の採用数等の保障					変動緩和措置後の定員上限(※5)	3.2%戻しによる追加配分	R5募集定員上限(※6)		
						地理的条件(100→50%の医師数)による加算(※4)		医師少数区域の人口に応じた加算	都道府県間の医師偏在状況に応じた加算		④	⑤	⑥	⑦	⑧				⑨	⑩
						③-1	③-2													
北海道	430	434	321	353	31	36	3	3	8	434	321	—	—	0	0	434	0	434		
青森	156	156	79	100	72	11	0	2	10	195	79	—	—	0	0	195	0	195		
岩手	154	128	67	99	20	10	0	3	10	142	67	—	—	75	10	132	0	132		
宮城	231	231	183	186	19	14	1	3	7	230	183	—	—	0	0	230	0	230		
秋田	129	112	71	78	26	8	0	2	9	123	71	—	—	52	7	116	0	116		
山形	127	120	70	87	27	9	1	1	9	134	70	—	—	64	9	125	0	125		
福島	198	168	112	124	61	13	0	2	10	210	112	—	—	98	13	197	0	197		
茨城	255	247	176	192	43	0	0	6	10	251	176	—	—	75	10	241	0	241		
栃木	193	192	161	156	10	11	0	3	8	188	161	—	—	27	4	184	0	184		
群馬	163	146	115	130	21	10	0	2	8	171	115	—	—	56	8	163	0	163		
埼玉	529	499	395	494	27	0	0	4	10	535	395	—	—	140	19	516	0	516		
千葉	475	475	441	420	59	0	0	1	9	489	441	—	—	0	0	489	0	489		
東京	1,356	1,356	1,275	1,122	27	0	7	6	5	1,167	1,275	1,167	108	0	0	1,275	0	1,275		
神奈川	657	661	642	618	17	0	0	8	643	642	642	—	—	0	0	643	0	643		
新潟	216	216	104	149	34	11	12	4	10	220	104	—	—	0	0	220	0	220		
富山	115	112	82	84	15	6	0	0	8	113	82	—	—	31	4	109	0	109		
石川	130	134	80	92	11	7	0	1	6	117	80	—	—	0	0	117	9	126		
福井	92	92	64	62	10	5	0	1	7	85	64	—	—	0	0	85	4	89		
山梨	122	80	58	65	39	5	0	0	8	117	58	—	—	59	8	109	0	109		
長野	180	180	131	138	19	10	0	2	9	178	131	—	—	0	0	178	0	178		
岐阜	196	196	143	133	27	10	0	2	8	180	143	—	—	0	0	180	10	190		
静岡	295	295	246	245	15	0	1	3	9	273	246	—	—	0	0	273	13	286		
愛知	556	559	550	507	31	0	1	2	8	549	550	549	1	0	0	550	0	550		
三重	186	156	124	120	41	9	1	1	8	180	124	—	—	56	8	172	0	172		
滋賀	131	131	110	99	7	7	1	0	7	121	110	—	—	0	0	121	6	127		
京都	253	261	252	193	7	0	0	1	6	207	252	207	45	0	0	252	0	252		
大阪	632	648	625	591	16	0	0	0	6	613	625	613	12	0	0	625	0	625		
兵庫	419	420	393	367	22	0	2	0	7	398	393	—	—	0	0	398	8	406		
奈良	131	131	121	103	12	0	0	0	7	122	121	—	—	0	0	122	5	127		
和歌山	129	129	92	75	33	6	0	1	7	122	92	—	—	0	0	122	3	125		
鳥取	85	85	46	45	24	4	0	0	7	80	46	—	—	0	0	80	2	82		
島根	107	80	49	54	30	6	5	1	7	103	49	—	—	54	7	96	0	96		
岡山	199	203	173	152	9	11	1	1	6	180	173	—	—	0	0	180	13	193		
広島	217	215	165	188	24	0	3	0	7	222	165	—	—	57	8	214	0	214		
山口	146	133	95	106	24	8	1	1	8	148	95	—	—	53	7	141	0	141		
徳島	87	77	36	59	14	5	1	1	6	86	36	—	—	50	7	79	0	79		
香川	110	110	50	77	14	0	9	1	7	108	50	—	—	0	0	108	0	108		
愛媛	147	150	73	104	21	8	4	0	7	144	73	—	—	0	0	144	0	144		
高知	102	99	60	56	29	4	1	1	7	98	60	—	—	38	5	93	0	93		
福岡	415	420	361	398	5	0	1	1	6	411	361	—	—	0	0	411	0	411		
佐賀	86	86	57	66	4	0	1	1	7	79	57	—	—	0	0	79	4	83		
長崎	158	147	97	107	14	0	31	1	7	160	97	—	—	63	9	151	0	151		
熊本	147	147	98	117	5	9	1	1	7	140	98	—	—	0	0	140	2	142		
大分	120	110	79	91	15	7	1	1	7	122	79	—	—	43	6	116	0	116		
宮崎	118	105	64	86	22	7	1	2	8	126	64	—	—	62	8	118	0	118		
鹿児島	173	147	98	108	17	8	33	1	7	174	98	—	—	76	10	164	0	164		
沖縄	165	165	160	106	21	0	29	0	6	162	160	—	—	0	0	162	0	162		
計	11,418	11,144	9,044	9,102	1,090	275	153	72	361	11,050	9,044	2,536	166	1,229	166	11,049	78	11,128		

(※1)施設ごとの募集定員を原則最低2人にする等の都道府県が行う調整により、病院募集定員合計が厚生労働省の示した募集定員上限を上回る場合がある。

(※2)「研修医総数推計値」は、令和5年度研修希望者数推計値に、研修希望者数に対する採用実績数の割合の過去3年平均(0.89)を乗じて算出。

→令和5年度研修の希望者数推計値 10,227人×0.89=9,102人

(※3)①都道府県が奨学金を貸与している者の人数、②令和2年8月の医師需給分科会において示された地域枠の定義の要件を満たしている者の人数、の合計に今回の倍率(1.07)を乗じて算出。

(※4)面積当たり医師数については、全国の前年よりも少ない場合等に加算。

(※5)④から⑩への計算は、直近の採用数等の保障による変動緩和のための加減であり、増加する都道府県の定員数の合計を、他の都道府県の仮上限から、当該都道府県の仮上限と直近の採用実績との差に応じて減らすことにより調整。ただし、⑩において「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外とする。

(※6)⑪の計算は、募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算(⑪)する。ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県(変動緩和措置対象の都道府県を除く)」のみを対象とする

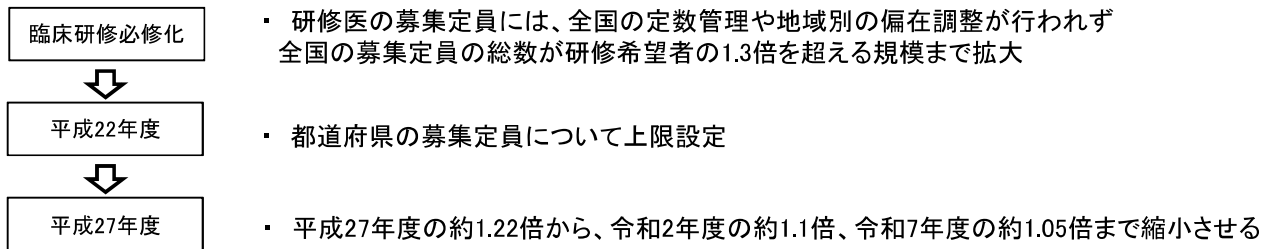
(※7)四捨五入等の関係で表記上合計が一致しない場合がある。

(※8)基礎研究医プログラムは、募集定員上限の枠外に設定できることとする。

臨床研修医の募集定員倍率

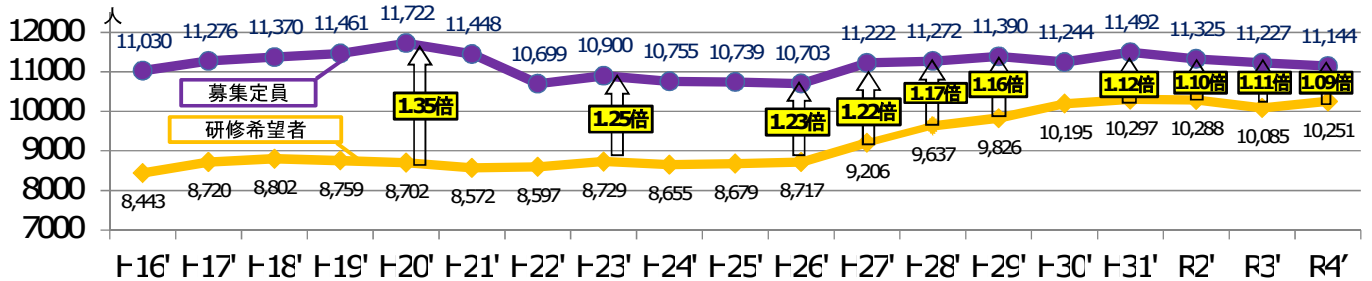
第31回医師需給分科会
令和元年11月27日
一部改変

- 臨床研修の必修化後、研修医の募集定員が研修希望者の1.3倍を超える規模まで拡大し、研修医が都市部に集中する傾向が続いた。
このため、平成22年度の研修から都道府県別の募集定員上限を設定し、平成27年度には1.22倍まで縮小。今後、令和2年度には約1.1倍まで、令和7年度には約1.05倍まで縮小させる。



$$\frac{\text{全国の臨床研修募集定員数}}{\text{全国の臨床研修希望者数}} = \text{臨床研修医の募集定員倍率 (平成27年度 約1.22倍)}$$

研修医の募集定員、研修希望者数、募集定員倍率の推移



令和5年度の都道府県別募集定員上限算出の対応方針(案)

■全国の募集定員上限(11,053人)

$$\text{研修希望者数}(10,227\text{人}) \times 1.07^{*1} + \text{令和4年度の募集定員上限}(11,418\text{人}) \text{と募集定員}(11,144\text{人}) \text{の差分} \times 2/5^{*2}$$

※1 令和7年までに段階的に1.05まで縮小
※2 令和7年までに段階的に縮小・廃止

■各都道府県の募集定員上限

① 人口分布

$$\frac{\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \text{都道府県の人口}}{\text{全国の総人口}}$$

② 医学部入学定員

$$\frac{\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \text{医学部の入学定員}}{\text{全国の医学部入学定員}}$$

③ 基本となる数

$$\text{全国の研修医総数}(9,102\text{人}) \times \frac{\text{①と②の多い方} *}{\text{①と②の多い方} * \text{の全都道府県合計}}$$

* ②(入学定員)を用いる場合、①(人口分布)の1.2倍を限度とする

④ 地域枠による加算

$$\text{地域枠入学者数} \times 1.07 \text{ (今回の倍率)}$$

⑤ 地理的条件等による加算

- (1) 100km²当たり医師数^{※3}
- (2) 離島の人口^{※3}
- (3) 医師少数区域の人口^{※4}
- (4) 都道府県間の医師偏在状況^{※5}

※3 それぞれに一定の係数をかけた値を加算
※4 残りの数に、「都道府県の医師少数区域の人口/全国の人口」をかけた値を加算
※5 さらに残った数を、都道府県間の医師偏在状況に応じて按分

⑥ 激変緩和(直近の採用数保障)

- ①~③の合計(「仮上限」)が、直近(令和3年度)の採用数に満たない場合、各都道府県の令和3年度採用数を当該都道府県の募集定員上限とする
- 上記により追加する定員は、他の都道府県の「仮上限」から $\frac{\text{各都道府県の「仮上限」} - \text{令和3年度採用数}}{\text{各都道府県の「仮上限」} - \text{令和3年度採用数の合計}}$ に応じて定員を削減して捻出
- ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県」については、「仮上限」からの定員削減の対象外とする

⑦ 募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る場合の加算

- ①~④の結果、募集定員上限の減少率が全体の募集定員上限の減少率を上回る都道府県については、減少率が全体の募集定員上限の減少率となるまで加算する
- ただし、「令和4年度の募集定員上限を全て病院に配分した都道府県(激変緩和措置対象の都道府県を除く)のみを対象とする

⑧ 外国人留学生に係る加算

- 日本で臨床研修を行う外国人留学生を受け入れる予定の都道府県に加算する

※①~④については、全国の募集定員上限(11,053人)の範囲内で各都道府県に配分するもの。
⑤及び⑥については、全国の募集定員上限(11,053人)とは別に加算するもの。

省令施行通知（定員部分抜粋）

医政発第0612004号

平成15年6月12日

（一部改正平成31年3月29日）

（一部改正令和2年3月30日）

（一部改正令和3年3月31日）

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準

23 地域における研修医の募集定員の設定

都道府県知事は、地域における臨床研修病院群の形成を促進し、地域医療を安定的に確保するため、都道府県は、管轄する地域における各病院の研修医の募集定員について、厚生労働大臣が定める都道府県ごとの研修医の定員の範囲内で、以下の方法により設定を行うこと。

(1) 募集定員の上限

（略）

(2) 都道府県における病院ごとの募集定員の設定

都道府県知事は、(1)にて設定された上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、地域医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定すること。

その際、(1)アの医師少数区域の人口によって加算された配分については、医師少数区域の基幹型臨床研修病院等に配分することとし、前述5の(1)ア(カ)により小児科・産科研修プログラムを設けた病院に対し、当該研修プログラムの募集定員分として、募集定員の上限から4を配分すること。

また、前述5の(1)ア(ク)により基礎研究医プログラムを設けた病院に対し、当該プログラムの募集定員分として、国が定める都道府県ごとの定員枠から配分すること。

24 募集定員の通知

(1) 都道府県知事は、法第16条の3第3項の規定により臨床研修病院ごとの研修医の定員を定めたときは、当該定員による臨床研修が行われる年度の前年度の4月30日までに、その旨をそれぞれの臨床研修病院に通知しなければならないこと。

- (2) 都道府県知事は、臨床研修病院ごとの定員を定めるにあたっては、法第16条の3第5項の規定により、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該定員の算定方法を通知しなければならないこと。
- (3) 都道府県は、当該通知書を管轄する地方厚生局健康福祉部医事課あてに送付すること。

25 臨床研修に関する地域医療対策協議会

- (1) 都道府県は、地域における研修医の確保、臨床研修の質の向上を図るため、地域医療対策協議会を開催し、関係者が協議する場とすること。
- (2) 地域医療対策協議会の構成員については、「地域医療対策協議会運営指針について」（平成30年7月25日付け医政発0725第15号厚生労働省医政局長通知）を参照とすること。
- (3) 地域医療対策協議会は、以下の項目について協議、検討すること。
 - ア 地域における臨床研修の質の向上に関すること。
 - イ 地域における研修医の確保に関すること。
 - ウ 地域における研修医の募集定員の設定に関すること。
 - エ 地域における指導医の確保、養成に関すること。
 - オ 地域における臨床研修病院群の形成に関すること。
 - カ 臨床研修病院の指定や取消に関すること。
 - キ 地域密着型臨床研修病院の認定に関すること。